

# 岐阜県公報

## 目 次

### 公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則  
岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警 務 課) 九三  
(同) 九四

### 告 示

知事指定薬物の指定の失効  
道路の区域変更  
各務原都市計画公園事業の認可

(業 務 水 道 課) 九四  
(道 路 維 持 課) 九五  
(都 市 公 園 課) 九五

### 公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
落札者等に関する公示  
開発行為の工事の完了

(商 業 ・ 金 融 課) 九五  
(農 村 園 芸 課) 九六  
(建 築 指 導 課) 九六

## 公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	警 察 官			一 般 職 員 合 計		
	警 視 警 部	警 部 補 及 巡 査 部 長	巡 査 小 計			
警 察 本 部	五	二四	五九	二九	二七	一、四三
警 察 署	三	一四	一七	三〇	一五	二、〇九
合 計	一〇	二五	八四	一〇〇	四二	三、五五

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附 則  
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則(昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「三課」を「四課」に、「生活環境課」を「生活環境課」に改める。

第九条の二中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条の次に次の一条を加える。

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

第九条の三 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 サイバー犯罪対策に関すること。

二 不正アクセス関係事犯の取締りに関すること。

三 不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。

四 サイバー犯罪の技術及び捜査支援に関すること。

第十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号)の施行に関すること。

第十七条第八号を削る。

第三十五条中「生活環境課にサイバー犯罪対策室を、」を削る。

第四十条の二を削る。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附 則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定、第九条の二第十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三十五条及び第四十四条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

1 N (ニ フルオロフェニル) N (ニ フェニルエチル) ビベリジン

四 イル)プロパンアミド及びその塩類(通称Ortho fluorofen

tanyl、ニ Fluorofentanyl、o fluorofentan

yl)

2 N (四 メトキシフェニル) N (ニ フェニルエチル) ビベリジン

四 イル)ブタンアミド及びその塩類(通称p Methoxy butyry

lfentanyl、Paramethoxybutyrfentanyl、四

Methoxybutyrfentanyl、四 MeO BF)

3 N エチル (ニフルオロフェニル)プロパン ニアミン及びその塩類

(通称FEA、ニ fluoroethamphetamine)

4 N (一 アミノ)三、三ジメチル (一オキソブタン ニイル) (一

シクロヘキシルメチル) (一H インドール 三 カルボキサミド及びその塩類

(通称ADB CHMICA)

二 失効の理由

当該知事指定案物が条例第二条第六号に掲げる案物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日

平成三十一年三月一日

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	湯屋線	下呂市小坂町長瀬字松原一〇四一番一地先地内	八三〇・六	一〇六〇・六	（メ）	（メ）	
			二・六	二・五			
				二・三			

岐阜県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画公園 二・二・六七号 桐野公園

三 事業施行期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 各務原市那加桐野町七丁目二九 一、三〇 一、三一 一、三二 一、三三 一

及び三三 一

使用の部分 なし

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同法第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年二月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十一年二月十四日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社マツナガ

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ多治見店

多治見市住吉町一丁目九番地

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 有限会社マツナガ 取締役 松永 哲一

(変更後) 有限会社マツナガ 取締役 松永 美鈴

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県立国際園芸アカデミー管内ネットワークシステムの構築及び貸借・保守運用管理業務 一式

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三三三〇の二一 平成三〇・九・二一	瑞穂市本田字整理二二四番一、二二四番二の一部、二二五番一及び二二五番二の一部	道路、水路	開発登録簿による	瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
同岐西建築第三三三〇の一八 平成三〇・一一・一	瑞穂市牛牧字札木八五四番一及び八五五番一	道路	同	名古屋市中村区名駅四丁目二四番一六号 積和不動産中部株式会社 代表取締役 大野 照 雄

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年12月4日

4 落札者を決定した日 平成31年1月15日

5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野4丁目1番地の9

共立コンピュータサービス株式会社

取締役社長 田井 猛

6 落札金額 30,826,861円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部門の名称 岐阜県立国際園芸アカデミー管理調整係

(2) 所在地 可児市塩1094番地8

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇